

**コミュニティレベルの自治制度（市町村内における新たな自治のしくみ）
に関する研究** - 中間報告（概要版） -

1 趣 旨

合併により**自治体の規模を拡大することと住民自治を確保することを両立**させるため、合併後の市町村に住民の意思を反映させるしくみや身近な地域の課題を住民が担うしくみを提案。

旧市町村毎に実施されてきた特色ある施策等の継承や住民の自治意識の高揚を図り、活力ある地域の創造を目指す。

2 住民自治の確保のための視点

広域化した市町村において住民自治を確保するためには、

- ア) 地域毎に**住民の意見を集約**する仕組みを設けること
- イ) 集約された**地域住民の意向を市町村施策に的確に反映**させるための仕組みを設けること
- ウ) 地域の**身近な課題を自ら担える住民自治組織**を設けること
- エ) 住民自治組織が**市町村から権能付与**を受けて公共的活動を行える仕組みを設けることが必要

3 支所と組織内分権

住民の**利便性確保**や**地域住民の意向を反映した施策の展開**を図るには**支所の設置も有効な方策**
支所を設置する場合は**原則として旧市町村単位**を想定

支所が担う事務には

住民の利便性の観点から支所で行うことが望まれる事務（窓口事務等）

市町村が担う事務のうち地域の实情に応じた多様性が許容される事務（学校運営、コミュニティ活動支援等）

4 地域審議会

旧市町村単位に**地域審議会**を設置。（合併特例法上の地域審議会とは異なる恒常的な組織とし、合併市町村が条例で設置）

地域審議会は**住民自治組織（地域自主組織）の代表者等で構成**。「地域自主組織」を通じて**地域住民の意見を集約し、長及び支所長に意見具申**を行う。

地域審議会の事務局は支所内に置き、市町村職員を配置。

5 地域自主組織

自治会・町内会を基本の構成単位とし、これに**地域の身近な課題の解決や住民間の親睦・相互扶助等を目的とした各種団体（機能集団）**を加えて**地域自主組織**を設置。（地域の課題に自治会・町内会と各種団体が連携・協力して総合的に対応するネットワーク型組織）

地域自主組織の意向や体制に応じ、地域の公共施設の管理、地域の人材を利用した福祉サービス、住民の参加・協力を得ることで効果が期待できる事務など**非権力的事務について市町村が権能を付与**。

設置単位は地域の身近な課題を共有し、消防団、婦人会、PTAなど地域の様々な機能集団が概ね出揃う範囲とし、地域事情に応じて**小学校区、中学校区又は旧市町村単位**を想定。

各種団体代表者の互選で選出された役員が業務執行に関する意思決定を行う。

地域自主組織は地域の身近な事務について市町村から事務の委託を受ける。（地域自主組織が標準的な施策水準に「上乘せ・横だし」して実施する場合には所要額について特別会費を徴収）

「地域自主組織」の自主事業のうち公益性が高いものについては市町村が**地域振興基金等**を活用して補助金を支出。

市町村（支所）は地域担当職員を配置し、地域自主組織の活動を支援。

地域自主組織の活動が持続的かつ発展的に展開されるために地域自主組織の活動を支援する組織「支

援機構」を設ける。

6 近隣自治のしくみの検討

以上は現行法制度の枠組みの下での提案であるが、現行の法制度を見直し、身近な地域の課題について自己決定権を有する自治の仕組みも検討されるべき。

ここでは 民主的な意思決定の仕組みを備えた公共的団体(地区自治組織)を設置する場合と 市町村内に狭域の特別地方公共団体(地区自治体)を設置する仕組みを提案。

(1)地区自治組織(仮称)

民主的な意思決定の仕組みを備え、かつ市町村から権能の付与を受けて地域の課題を担うことを目指そうとする住民組織を地区自治組織として**市町村が法人格を付与**。

市町村は当該地域に係る事務(権力的な事務は除く)を地区自治組織に委託。地域内の公の施設についても地区自治組織の管理とすべきものは条例で管理を委託。

地区自治組織の理事は住民が選挙で選び、理事長は理事の互選とする。

地区自治組織に**地区評議会(又は住民総会)を置き**、評議員は選挙で選出。地区自治組織の**重要な意思決定には地区評議会(又は住民総会)の同意**を要することとする。

地区自治組織の事務を処理するために市町村の職員を地区自治組織に派遣。(このほか地域の人材を有償ボランティアとして活用)

地区自治組織が市町村の施策に「上乘せ・横だし」をしたり、独自の事務・事業を実施する場合には特別の会費を徴収。

地区自治組織を対象とする**税制上の特例措置を創設**。(土地・建物に係る固定資産税の非課税措置等)

(2)地区自治体(仮称)

市町村の内部に権能が制限された特別地方公共団体(地区自治体)を市町村の条例で設置することができる制度を法制化。(ただし、地区自治体を設置する条例の制定には当該地区の住民投票を要することとする。)

市町村は地区自治体に対して事務の委託を行う(権力的な事務も含む)。また、地区内の公用公共施設のうち地区自治体の管理とすべきものについては条例で管理を委託。

市町村は地区自治体に委託した事務について条例に基づき一定の関与(報告の聴取、必要な指示)を行うことができることとする。

地区自治体に**地区議会を置き**、地区自治体が処理する事務のうち条例で定める**重要な事項は地区議会の議決事件**とする。**当該地区のみに係る市町村条例の制定・改廃は地区議会の同意を要するもの**とする。

地区自治体の長は条例により、市町村長が兼務、市町村長が地区議会の同意を得て任命、地区議員の互選又は住民の直接選挙で選出。地区議員は住民の直接選挙で選出又は当該地区から選出された市町村の議員が兼ねる。地区議員については無報酬。

市町村は地区自治体の事務を処理するため、市町村職員を派遣。

地区自治体が市町村の施策に「上乘せ・横だし」をしたり、独自の事務・事業を実施する場合には市町村が条例で不均一課税を行い、所要の財源を地区自治体に交付。

中間報告は各地域で議論が進められる場合の参考として一つの考え方を示すもの。合併を検討する地域のみならず、各地域において、今後、地域の実情に適した住民自治のあり方についての検討や議論の深まりを期待。